

令和2年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和2年 8月24日 開会
令和2年 8月24日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年8月24日(月)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 報告第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
第4 認定第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第5 議案第3号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
第6 報告第2号～第8号 例月現金出納検査の結果報告について
第7 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	阿多利 修	議員	8番	屋富祖 功	議員
2番	池原 秀明	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
3番	栄野比 和光	議員	10番	岸本 一徳	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	11番	濱元 朝晴	議員
5番	小谷 良博	議員	12番	宮城 司	議員
6番	新里 治利	議員	13番	友利 勉	議員
7番	高江洲 義八	議員	14番	宮里 廣	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	次長兼総務課長	宮里 学
副管理者	松川 正則	業務第二課長	町田 洋人
副管理者	野国 昌春	総務課長補佐	辺土名 俊明
事務局長	久高 久雄	業務第一課長 補佐(熱回収)	大城 康義
		業務第一課長補佐 (リサイクルセンター)	島袋 武

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

総務係長 大城 和佳 主 事 新垣 義介

●小谷良博 議長

おはようございます。只今から、令和2年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は14名でございます。全員出席であります。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江 管理者。

●桑江朝千夫 管理者

皆さん、おはようございます。

令和2年度 第2回倉浜衛生施設組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し述べます。

議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が県内全域で蔓延期に達し、感染拡大の防止対策等、大変お忙しい中にもかかわらず、定例会を招集しましたところ、厳しい日程をお繰り合わせいただき、ご出席を賜りまして感謝申し上げます。

さて、今定例会に上程しております、案件につきましては、

報告第1号 『令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について』

認定第1号 『令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』

議案第3号 『令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）』の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局からご説明をさせていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願います。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めて参ります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

6番議員新里治利議員、13番議員友利勉議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時02分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期については、令和2年8月14日開催の議会全員協議会においての協議どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、令和2年8月14日開催の議会全員協議会において、池原秀明議員より、資料要求がございました。本件に関し「議案説明資料（追加）」をお手元に配布してございますので、ご確認をお願いいたします。

日程第3、報告第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

おはようございます。

報告第1号についてご報告申し上げます。

令和元年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和2年8月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和元年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

3款1項溶融炉等修繕整備（後期）事業の繰越額が1億8,062万円となっております。

令和2年5月31日調製

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

歳入歳出内訳（資料）でございます。歳出でご説明申し上げます。

繰り越しの内容は3款1項1目11節需用費の溶融炉等修繕整備（後期）事業で繰り越しの主な理由といたしましては、令和元年10月から12月にかけて機械設備の突発的なトラブルにより、当初計画しておりました修繕整備を繰り越して執行するものでございます。

以上報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上で当局の報告を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で日程第3、報告第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、認定第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願ひいたします。

認定第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和2年8月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

決算書1ページをお願いいたします。令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書、歳入決算額27億241万3,941円、歳出決算額24億7,699万4,647円、歳入歳出差引額2億2,541万9,294円となっております。

2ページをお願いいたします。歳入決算書でございます。歳入合計欄をご覧ください。

予算現額26億8,211万9,000円。調定額及び収入済額はそれぞれ27億241万3,941円。不納欠損額及び収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は2,029万4,941円となっております。

その主な内容でございますが、2款1項手数料145万6,700円につきましては、ごみ処理見込量に対し、実績量が上回ったことによるもの、及び7款3項雑入1,877万6,597円につきましては、有償入札提出金の1,715万9,628円が主なものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出決算書の状況でございます。

歳出合計欄をご覧ください。予算現額26億8,211万9,000円、支出済額24億7,699万4,647円、翌年度繰越額は1億8,062万円。不用額2,450万4,353円で、予算現額と支出済額との比較は2億512万4,353円となっております。

不用額の主な内容でございますが、2款1項総務管理費151万8,531円につきましては、燃料費等を含む需用費の不用額によるものと、委託料及び工事請負費の契約差額によるものでございます。

次に3款1項清掃費1億8,850万682円のうち、翌年度繰越額が1億8,062万円となっております。こちらは熱回収施設におきまして、昨年10月から12月にかけて、工場の突

発的な機器の故障が頻繁に発生したことから当初計画しておりました修繕整備を次年度へ繰り越すことといたしました。

また、不用額788万682円のうち、1目塵芥処理場費（熱回収施設）279万4,287円、2目（リサイクルセンター）353万8,673円、3目最終処分場費76万5,096円及び4目し尿処理場費78万2,626円の不用額となっており、これらの内訳は需用費や委託料の契約差額等によるものが主なものでございます。

5款1項予備費の不用額につきましては、予算現額と同額の1,500万円となっております。

次に、歳入歳出決算事項別明細書の主な事項についてご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目運営負担金の収入済額19億1,077万1,000円につきましては、前年度18億7,611万4,000円に比べ、3,465万7,000円の増となっております。その主な理由でございますが、次の行の1節ごみ処理運営負担金の収入済額17億8,797万3,000円が、前年度17億2,259万円に比べ6,538万3,000円の増となった一方、2節し尿処理運営負担金の収入済額1億2,279万8,000円が前年度1億5,352万4,000円に比べ、3,072万6,000円の減となったこと双方によるものでございます。

なお、各市町の負担金内訳は、備考欄表記のとおりとなっております。

次にその下の2款1項1目一般廃棄物処理手数料の収入済額1億7,108万6,700円につきましては、前年度1億7,658万3,480円に比べ、549万6,780円の減となっております。この主な理由でございますが、次の行の1節ごみ処理手数料の収入済額1億6,949万6,700円が、前年度1億7,500万8,480円に比べ、551万1,780円の減となっております。これは事業系ごみの搬入量が918,630kg減となったことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。3款1項1目衛生費国庫補助金の収入済額198万3,000円につきましては、前年度1,268万1,000円に比べ、1,069万8,000円の減となっております。これは循環型社会形成推進交付金に関する計画支援事業としての交付金であり、前年度3件の交付対象としておりましたが、令和元年度におきましては、汚泥再生処理センター整備事業にかかる発注仕様書作成等業務委託のみであり、それに伴い充当されたものでございます。

9ページをお願いいたします。7款3項1目雑入の収入済額2億8,623万7,253円につきましては、前年度3億9,369万1,287円に比べ、1億745万4,034円の減となっております。これは備考欄1 スチール缶プレス売却料、2 鉄屑売却料、3 古紙類売却料、7 売電料、9 全国市有物件災害共済会保険金、10 破碎鉄売却料、11 破碎アルミ売却料、12 アルミ混載プレス売却料、13 未酸化鉄売却料の売却単価等の減による収入の減によるものでございます。

次に同項2目受託事業収入の収入済額がございませんが、前年度において、東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料2,385万7,100円、中部北環境施設組合一般廃棄物処理受託料2,719万6,640円がございまして、前年度比5,105万3,740円の減となっております。

10ページをお願いいたします。同項の3目違約金及び返納利息の収入済額10万2,344円の備考欄1契約解除違約金については、塵芥処理場費リサイクルセンターのショベルローダー修繕整備につままして、契約締結後に修理部品が納期限内に間に合わないことが判明したことから結果的に契約解除となりました。その解除に伴う違約金としての収入でございます。なお、当該修繕費に関しましては、予算未執行としており、20万円以上の不用額としております。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目一般管理費の支出済額2億2,697万8,469円につまましては、前年度2億1,460万8,437円に比べ、1,237万32円の増となっております。この主な理由でございますが、12ページの7節賃金の備考欄1臨時職員725万1,629円につまましては、前年度643万2,780円に比べ、81万8,849円の増となっております。こちらは人事異動に伴う増となっております。

同ページ11節需用費の備考欄5修繕費181万7,475円につまましては、前年度98万8,682円に比べ、82万8,793円の増となっておりますが、これは主に管理棟空調設備修繕等によるものでございます。

続きまして、役務費の支出済額181万3,096円につまましては、前年度132万579円に比べ、49万2,517円の増となっております。こちらは備考欄9広告料54万5,490円で、環境影響評価事後調査業務委託その11の新聞広告料の新規増分が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料の支出済額3,167万1,333円につまましては、前年度433万5,089円に比べ、2,733万6,244円の増となっております。こちらは備考欄1土地借上料2,486万258円で、前年度34万7,944円に比べ、2,451万2,314円の増及び備考欄11清水苑仮設事務所借上料277万2,400円の新規増分が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。25節積立金の支出済額2,894万7,523円につまましては、前年度1,606万5,440円に比べ、1,288万2,083円の増となっております。これは主に備考欄1.財政調整基金積立金の増によるものでございます。

同ページ、3款1項1目塵芥処理場費熱回収施設の支出済額11億5,598万3,713円につまましては、前年度12億2,575万8,488円に比べ、6,977万4,775円の減となっております。

これは主に15ページ、11節需用費の備考欄5修繕費5億1,421万9,524円が、前年度6億1,532万1,673円に比べ1億110万2,149円の減や、次の16ページ14節使用料及び賃借料の支出済額11万円ですが、前年度の2,447万6,959円に比べ、土地借上料を一般管理費へ移管したことで2,436万6,959円の減が主な要因となっております。

次に17ページをお願いいたします。3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の支出済額2億8,776万7,327円につまましては、前年度2億8,206万8,315円に比べ、569万9,012円の増となっております。これは主に13節委託料の支出済額1億934万7,633円が前年度8,936万4,615円に比べ、1,998万3,018円の増となっており、備考欄1草木類処理業務委託3,898万5,545円が前年度2,751万8,238円に比べ、1,146万7,307円の

増及び次の18ページ備考欄6使用済乾電池処理処分業務委託799万8,450円の新規増額分等が主な要因となっております。

次に同ページ、3款1項3目最終処分場費の支出済額1億388万6,904円につきましては、前年度1億301万7,021円に比べ、86万9,883円の増となっております。これは13節委託料の支出済額2,603万8,634円が前年度2,105万3,476円に比べ、498万5,158円の増となっており、備考欄12最終処分場残余容量調査業務委託327万8,000円の新規増分等が主な要因となっております。

20ページをお願いいたします。3款1項4目し尿処理場費の支出済額8,967万4,374円につきましては、前年度9,410万7,886円に比べ、443万3,512円の減となっております。

これは主に13節委託料の支出済額4,548万6,098円が前年度4,990万3,002円に比べ、441万6,904円の減となっており、隔年で委託している項目が前年度3件ありましたが、令和元年度は備考欄7ガス攪拌ブローア設備点検整備業務委託83万3,976円のみであったことなどが要因となっております。

次に23ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額27億241万3,941円から歳出総額24億7,699万4,647円を差し引きました額、歳入歳出差引額は2億2,541万9,294円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源1億8,062万円となっており、実質収支額につきましては、4,479万9,294円となっております。

24ページをお願いいたします。財産に関する調書の1公有財産でございますが、決算年度中の土地及び建物の増減はなく、前年度より変更はございません。

26ページをお願いいたします。2物品につきましても、決算年度中の増減はなく、前年度より変更はございません。

次に27ページをお開きください。3基金についてでございます。

(1) 財政調整基金の決算年度中の増減高につきましては、2億4,021万896円の減となり、決算年度末現在高は1億4,807万393円となっております。

(2) 地域還元対応基金の決算年度中の増減高につきましては、1,243円の増となり、決算年度末現在高は3億7,800万円となっております。

1,243円の増につきましては、前年度末定期預金運用に係る預金利息を繰入処理する際に、基金から誤って1,243円多く払出したことによるもので基金へ繰り戻すものでございます。

(3) 最終処分場整備等基金の決算年度中の増減高につきましては、554万4,824円の減となり、決算年度末現在高は6億4,324万716円となっております。

説明は以上でございます。

なお、令和元年度決算認定にかかる資料といたしまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定資料、令和元年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、令和元年度主要な施策の成果を説明する書類を配布しております。合わせてご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

資料の令和元年度一般会計歳出決算事項別明細書の中の13ページですね、2款1項1目一般管理費の中の14節使用料及び賃借料の中で土地借上料2,486万円余りが支出されているわけですが、ここは現在地ですよ、現在地についてこれは面積とですね、それから地代の借上料について単価はどういうふうになっているのかですね、そしてこの支払いは沖縄市のほうでしょうか。それとも防衛局のほうでしょうか。お願いをしたいと思います。

さらに19ページの3款1項3目最終処分場費14節の使用料及び賃借料の中で説明欄1の土地借上料について、1,166万8,000円余りが支出されています。ここについても面積と単価、そしてこれは借上料としての支出はどこにやっているのか沖縄市のほうなのか、防衛局なのかですね、出来ればその割合等も含めてお聞かせ願えたら幸いです。よろしくお願ひいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質疑にお答えしたいと思います。3款1項3目14節の使用料及び賃借料のほうで、回答したいと思います。こちらにつきましては、最終処分場の土地でございます、面積のほうは68,694㎡でございます。こちらにつきましては、防衛施設局のほうで共同使用しておりますので9割のほうを当組合で負担しております。以上でございます。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

池原議員。今、資料を確認しておりますので、次の質疑を進めていただいでよろしいでしょうか。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

最終処分場は共同使用ということで9割組合の地料ということでありまして、この現在地は、これは共同使用じゃなくてももう借り上げて当組合の財産になっているのか。それだけ確認すれば先ほどの説明等が乖離が出てしまうので、そこら辺少し返事い

ただけますか。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

お答えします。支払いのほうは民間のほうと沖縄市のほうへお支払いしております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

確認をしておきたいと思います。そうすると沖縄市のほうはここは一旦沖縄市の所有地として共同使用じゃなくて返還してもらって、そこに土地代が沖縄市に集中させると。そして民間地も入っているの、その借上料も含めてここでは入っているということで共同使用地じゃないということで確認出来ますか。それだけでよろしいです。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

遅れて大変申し訳ありません。池原議員の質疑にお答えしたいと思います。2款1項1目14節使用料及び賃借料で備考欄1の土地借上料2,486万258円についてでございますが、一部ですね、米軍との共同使用があります。この面積なのですが、516.09㎡で、年間の金額といたしまして、8万6,491円となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次、討論に入ります。認定第1号については、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

日程第5、議案第3号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)に

ついて議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願ひいたします。

議案第3号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めらる。

令和2年8月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願ひいたします。

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,839万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,237万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年8月24日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

2ページをお願ひいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。歳入合計欄をご覧ください。

補正前の額34億9,398万5,000円、補正額5,839万2,000円、補正後の額35億5,237万7,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、6款1項繰越金の補正額4,479万8,000円の増及び7款3項雑入の補正額1,359万4,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

同じく歳入歳出予算補正の歳出でございます。歳出合計欄をご覧ください。

補正前の額34億9,398万5,000円、補正額5,839万2,000円、補正後の額35億5,237万7,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、2款1項総務管理費の補正額4,458万1,000円の増及び3款1項清掃費の補正額1,381万1,000円の増となっております。

4ページでございます。

第2表 債務負担行為補正でございます。債務負担行為の期間でございますが、次の5ページ一番下でございます事務機借上料につきましては、令和2年度から令和7年度までとなっております、それ以外の事項につきましては、全て令和2年度から令和3年度ま

でとなっております。それでは4ページより各事項と限度額についてご説明いたします。警備業務委託、限度額1,812万9,000円。施設清掃業務委託、限度額834万5,000円。昇降機設備保守点検業務委託、限度額265万9,000円。防災消防設備保守点検業務委託、限度額102万3,000円。薬品等購入費、限度額1億2,839万1,000円。燃料等購入費、限度額9,399万4,000円。光熱水費（電気料金）、限度額2,470万9,000円。受入供給設備修繕整備（ごみ破碎機油圧ユニット油圧ポンプ更新）、限度額1,136万7,000円。空気環境等測定分析業務委託、限度額1,959万5,000円。

5ページをお願いいたします。熱回収施設浄化槽保守点検業務委託、限度額71万9,000円。草木類処理業務委託、限度額6,934万7,000円。資源ごみ等分別業務委託、限度額5,822万1,000円。使用済蛍光管等処理処分業務委託、限度額535万3,000円。使用済乾電池処理処分業務委託、限度額970万2,000円。苛性ソーダ（25%）購入費、限度額340万7,000円。メタノール（50%）購入費、限度額203万3,000円。処理水等分析業務委託、限度額1,030万8,000円。事務機借上料、限度額85万8,000円。

6ページでございます。ポリ硫酸第二鉄（全鉄11%）購入費、限度額210万7,000円。スケール防止剤購入費、限度額217万2,000円。

次のページをお願いいたします。

補正予算第2号に関する説明書の中から主なものをご説明いたします。説明書の3ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項1目繰越金の補正額4,479万8,000円の増につきましては、令和元年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

4ページでございます。

7款3項1目雑入の補正額1,359万4,000円の増につきましては、昨年10月から12月にかけて熱回収施設の誘引通風機の基盤損傷による修繕が立て続けに4回発生したことから全国都市清掃会議廃棄物プラント保険金としての歳入となっております。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般管理費の補正額4,458万1,000円の増につきましては、1節報酬9万9,000円の増、3節職員手当等17万2,000円の増となっておりますが、こちらは主に人事異動等によるものでございます。

次に24節積立金の補正額4,431万円の増につきましては、令和元年度の決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額964万2,000円の減につきましては、1節報酬10万1,000円増、2節給料445万9,000円の減、及び3節職員手当等246万8,000円の減、並びに4節共済費146万円の減となっておりますが、これらも人事異動等によるものでございます。

また、12節委託料の補正額135万6,000円の減につきましては、昇降機設備保守点検

業務委託ほか5件の契約差額の減によるものでございます。

次に同ページ、3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の補正額2,485万7,000円の増につきましては、1節報酬298万1,000円の増、及び8節旅費21万3,000円の増となっております。こちらは現在でも不燃ごみの中に火災の原因となるリチウム電池やボンベ等処理不適物の混入が見られ、不燃物ごみ破砕機への投入前並びに処理後において手作業でこれらを除去する必要がございます。そのため新たに会計年度任用職員3名を増員するものでございます。

その他2節給料457万8,000円の増、3節職員手当等307万3,000円の増、及び4節共済費229万6,000円の増につきましては、主に人事異動等によるものでございます。

また、12節委託料の補正額1,171万6,000円の増につきましては、説明欄1昇降機設備保守点検業務委託から次の7ページ、説明欄4空調設備保守点検業務委託までは契約差額の減によるものでございます。

次の説明欄5古紙類処理業務委託につきましては、昨今の市場価格が低迷しており、令和2年9月分から令和3年3月分まで逆有償に伴う増となっております。

同7ページの3款1項3目最終処分場費の補正額105万3,000円の減につきましては、主なものといたしまして、12節委託料の補正額106万8,000円の減、及び説明欄1計装設備点検整備業務委託ほか1件の契約差額の減によるものでございます。

次に3款1項4目し尿処理場費の補正額35万1,000円の減につきましては、主なものといたしまして、12節委託料の補正額44万9,000円の減で説明欄1電気設備保守業務委託ほか1件の契約差額の減によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

よろしく申し上げます。議案第3号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算の中で、第2表のほうで債務負担行為補正ですけれども、草木類処理業務委託、期間が令和2年度から令和3年度、限度額6,934万7,000円。その理由を聞かせていただけますか。

委託料が平成30年度、令和元年度は3,898万5,545円だったと思いますけれども、その理由をお聞かせください。

●小谷良博 議長

島袋 業務第一課長補佐。

●島袋武 業務第一課長補佐

屋富祖議員のご質疑にお答えいたします。昨年度の草木の搬入量につきましては、

2,742 tで、今年度の予定につきましては、3,890 tとなっております。増えた理由につきましては、昨年度から沖縄市のほうの収集形態の変更で6袋まで収集を指定日に設けているのが主な理由となっております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。この草木に関しては、年々増加している傾向であるというふうに説明を受けましたけれども、本来この草木というのは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの中の資源ごみの分類ですよ。市民から資源ごみとして集めて組合のほうに入って来る。組合に入ってきたものを業者のほうにお金を出して委託するわけですよ、これは資源ごみの扱いというのはちょっとおかしくないかなというふうに本員は思うんですけれども、今この倉浜衛生施設組合が今後ですね、この単価が上昇していく、草木の搬入量も増えていく。何か取り組みとかですね、今後の対策というのは考えているのか。お聞かせください。

●小谷良博 議長

島袋 業務第一課長補佐。

●島袋武 業務第一課長補佐

草木については資料も提出されていると思いますが、年々増えている状況です。我々としましても草木の単価の調整見直しとか、入札業者の見直しとか、あと袋収集を今、行っておりますが、その破砕作業に業者のほうが大分手間が掛かっているということで単価のつり上げの要因となっているので、袋収集等の見直しが可能かですね、そういったものを含めまして構成市町とも調整しながら、今後単価を下げる方法を考えております。

もう一つは草木の資源化の施設については、以前から調整しているところなんです、これについても検証を今後も行っていきたいと考えております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。単価を調整していくというふうな説明ですけど、これは入札じゃなかったですか。入札の中で単価を下げていくというのは、方法としてあるんですかこれは。平成30年度の単価が9.5円、令和2年度から10円近くアップしています。要するに倍近くアップしているわけですから、どのようにですね単価を調整していくのか。それからこの前の説明の中では、組合にて草木資源化可能か検討するというふうな説明もありましたけれども、その検討をですねどの程度進んでいるのかね、例えばこの機械を導入するに当たって、どれぐらいの規模で搬入量によってこの機械の大きさも変わってくると思いますけど、その機械を導入した場合に何年後で費用対効果がペイにな

るのか。そういった計算まで進んでいるのかお聞かせください。

●小谷良博 議長

島袋 業務第一課長補佐。

●島袋武 業務第一課長補佐

まず、単価につきましては、先ほど申し上げましたが袋収集とあと破袋等ですね、あと運搬の方法とか、今直接持っていっているものもありますので、倉浜に搬入している部分もあります。こちらのほうも今後、どちらが単価が安くなるのかですね、そういったものも検討していきたいと思います。これは構成市町とも調整が必要です。収集形態の変更も伴いますので、この辺はしっかりと次年度に向けて調整したいと考えております。単価につきましては。

あと、もう1点なのですが、草木の資源化の施設につきましては、まず場所がこちらでは非常に厳しいのかなと考えております。それでまず場所を選定して、その後に騒音とか振動とか悪臭等の法的制限が掛かる場所なのか。それだけの機械も設置しなければなりませんので、そういった場所を選定しながら、建設費あと維持管理費等について、今後は検討していきたいと考えております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、2市1町から資源ごみとして取り扱っているわけですから、出来るのであれば組合のほうでですね、再資源化なりする方向のほうがベストかなと本員は思っていますけれども、まずこの構成員2市1町でこれをまずテーブルに上げると。今はまだテーブルの上に上がってない状態とこの前ありましたけど、今後、テーブルの上に上げてしっかりと協議していくという考えでよろしいか。もう1回お願いします。

●小谷良博 議長

島袋 業務第一課長補佐。

●島袋武 業務第一課長補佐

これまでも草木類につきましては、構成市町担当者会議等でも議論になっているところではありますが、引き続き指摘を受けまして、早急に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

同補正予算（第2号）についてお伺いさせていただきたいと思いますが、4ページの第2表 債務負担行為補正の中で5番目に薬品等購入費というのが、1億2,839万1,000円として出ていますが、この中で5ページのほうでも薬品等と見られるいわゆる苛性ソーダそれからメタノール、6ページのほうのポリ硫酸第二鉄とスケール防止剤を含めて薬品がそれぞれ債務負担行為として計上されているわけですが、これは使用箇所が違うのかですね、それとも購入先が違うので、こういうふうに別々に分けているのか、どうして一括してこの薬品購入が出来ないのかですね、これはいわゆるし尿処理センターですね、そこで使う薬品と最終処分場で使う薬品と熱回収施設で使う薬品とかですね、熱回収施設は最終的にはキレート結合して熔融灰は資源化していくという話だったので、こういう薬品等も含まれて入っているのかですね、その辺は3か所で使われる薬品等で分けているのかね、それとも水処理施設としての薬品等で分けているのか。この薬品の購入先をあっちこちに分散させている理由も含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

池原議員の質問にお答えします。債務負担行為、薬品等購入費1億2,839万1,000円につきましては、熱回収施設で使う薬品になっています。下段のほうにある苛性ソーダ、メタノール、それと下から2行目ポリ硫酸第二鉄、スケール防止剤については、最終処分場の水処理に使う薬品になってございます。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

これは使用する箇所で薬品が違うというだけで、実際的にはこの倉浜衛生施設組合で使うわけですから薬品等は出来るだけ一括して全部品目を仕様書の中に特定をしますね、それで一括入札をさせるほうが有る面では経費として安くなるのではないかと、別々にしていくとそれぞれに単価が上がっていくのではないかとというふうに本員は考えるんですが、そこら辺の考え方についてどのようにするのか。いわゆるわざわざ全部3箇所を分けてね、それぞれの別々で薬品を購入するのか、それとも一括して購入出来るか、そこら辺は統括してやるべきじゃないのかなと思うのですが、考え方を含めてお聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

池原議員から薬品等の入札に関わる質疑だと思いますが、一括して入札を執行できるものについては、一括してやりたいと考えております。ただ、中にはその担当課の状況

によりまして、緊急に必要であるとかという状況もありますので、その辺はですね、調整をして出来るだけ安価になるような形で予算執行をしていきたいというふうに考えております。以上です。

●池原秀明 議員

以上です。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩(午前11時08分)

再開(午前11時08分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

日程第6、報告第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告に変えさせていただきます。

日程第7、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月18日の通告締め切りまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8番議員 屋富祖功議員の一般質問をお願いいたします。

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

議席番号 8 屋富祖功 質問事項、新型コロナウイルスの影響についてお伺いいたします。

質問要旨 1. 当組合にどのような影響が想定されるか。(1) 事業系ごみの状況。(2) 一般ゴミの状況をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐。

●大城康義 業務第一課長補佐

屋富祖議員のご質疑にお答えします。(1) 事業系ごみの状況について、事業系一般ごみに関しては、令和2年7月現在8,712 tとなっており、前年度同月に対する割合は14.1%減となっており、全体的に減少しております。しかし、不燃ごみは増加傾向にあり、令和2年7月現在で116 tとなっており、前年度同月に対する割合は10.2%増となっております。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。続きまして(2) 一般ごみの状況をお願いいたします。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐。

●大城康義 業務第一課長補佐

一般ごみの状況についてお答えします。家庭系一般ごみに関しては、令和2年7月現在19,956 tとなっており、前年度同月に対する割合は10.3%増となっております。特に、不燃ごみと資源ごみは増加傾向にあり、令和2年7月現在で不燃ごみは644 tとなっており、前年度同月に対する割合は35.7%増、資源ごみは3,925 tとなっており、前年度同月に対する割合は28.1%増となっております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今の説明の中からですとやっぱり事業系は経済活動がちょっと上手くいかないとか、止められたとか、在宅ワークとかそういった影響が出ているのかなというふうに見受けられます。

家庭一般ごみに関しては、それも外出自粛外で食事も出来ない状況が続いております。その中でデリバリーとか、持ち帰って家で食べるとか、そういったいろんな容器類、それが増えたのかなというふうに思います。

その中で再質問をさせていただきます。まず、ごみ搬入量の増減について組合の見解をお伺いいたします。それからごみが入って来るとなると歳入歳出にも影響が出るのかなというふうに思うんですけども、その辺りもお願いします。

それからですね、この施設には多くの業者の方達、若しくは一般の市民もリサイクルのごみとかも搬入すると思えますけれども、もし、この倉浜で感染者が出た場合の対応、こういった対応をしているのかもお聞かせください。以上です。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐。

●大城康義 業務第一課長補佐

屋富祖議員からありましたご質疑に対してお答えいたします。ごみの搬入量の増減についてですが、屋富祖議員のお話にもありましたように、事業系ごみについては、コロナ禍における飲食店の営業自粛、市町民の外出自粛等の影響だと考えております。

また、家庭系ごみについてですが、家庭系ごみのほうは可燃、不燃、資源共に増加傾向にあります。こちらはステイホームによる外出自粛や在宅ワーク等の影響によるものだと考えております。

また、新型コロナウイルスが歳入に与える影響ですが、家庭系ごみについては影響はございません。事業系ごみについては、当初予算と比較いたしまして7月分現在で搬入量がおよそ580 t 落ち込んでおりまして、歳入としまして348万円減の影響が出ております。

また、新型コロナウイルスが歳出に与える影響ですが、コロナ禍が歳出に与える影響は、現場では、可燃ごみとの接触が高い作業においては、防護服、防護手袋等において、1度の使用で破棄といった対策をとっております。今後コロナ禍における影響が長期化すれば、消耗品にかかる費用が増加することも考えられます。

また、倉浜で感染者が出た場合の対策についてですが、倉浜で出た場合と運搬業者で出た場合、また熱回収施設、リサイクルで出た場合とそれぞれ異なると思えますので、それぞれで対応したいと思えます。

まず、業務第一課で出た場合ですが、管理棟の職員は濃厚接触者となり、管理棟が一時的に閉鎖し、消毒を行う形になると考えています。ただし、職員数は減っても業務は滞りなく遂行しないといけないので、工場の稼働を第一と考えて薬品、消耗品、燃料の調達、不具合等の対応を優先して行っていく予定です。それ以外の業務に関しましては、優先度を落として対応します。

熱回収施設のほうから先にお答えします。続きまして運転委託業者で感染者が出た場合ですが、こちらは運転業者のエバラ環境プラントさんより、ヒヤリングをして調整しました。当該感染者との濃厚接触者は自宅待機。諸内消毒が必要な対応は、保健所、安全衛生部門の指導にしたがう。

勤務可能な職員が最低運転人数を上回っている場合、優先順位が高い業務に絞り、運転を継続。ただし、人数が限られているため点検業務等一部の業務を省略します。以上が熱回収施設のほうになります。

●小谷良博 議長

島袋 業務第一課長補佐。

●島袋武 業務第一課長補佐

続きましてリサイクルセンターにおきましては、現業職員、再任用職員、会計年度任用職員については、基本濃厚接触者を出さないため、班ごとの昼食や休憩を行い、業務以外他の班との接触をなるべく減らすよう行っているところでございます。

あとシルバーにつきましても、グループ別けをやっていますが、なるべく休憩室を別けてですね、メンバー同士の接触機会を極力減らすよう努力しているところであります。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。本員が言うまでもなく、しっかりと取り組みをしているというふうにお聞きしました。特に医療従事者とか、学校現場における先生方とか、この施設ももちろんそうだと思いますけれども、市民からすればこの施設はなくてはならない大事な施設なので、もし、今回コロナウイルス、これに感染してしまって、業務が滞ったりした場合になると、非常に大きな影響や打撃を受けると思っておりますので、十分コロナウイルスに注意してですね、業務遂行していただければと思っております。ありがとうございます。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、8番議員 屋富祖功議員の一般質問を終わります。

続きまして2番議員 池原秀明議員の一般質問をお願いいたします。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

皆さんこんにちは。残り時間ありますけれども出来れば午前中で終わらせたいと思っておりますので答弁のほうもよろしくをお願いいたします。

それでは、今日は台風8号の影響によって、風も強まっている中で本会議が開催されたわけですが、悪天候の中ではありますが、新型コロナの発生もあって県内は大変厳しい時期であります。そういう中で本員の一般質問をご理解とご了承をいただきたいと思っております。お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

早速ですが、質問事項の1で沖縄県から認められていた慣行水利権についてお伺いをいたします。まず質問要旨の(1)の内喜納養豚生産組合の取水に関する覚書についてお伺いをいたします。このことはですね、議員の皆さん方には、初耳の方もおられると思いますが、そもそも倉浜衛生施設組合と沖縄市内の養豚組合である内喜納養豚生産組合との何の関係があるのか。さらに同組合の水問題とどのような関わりがあるのか、疑問の方もおられると思っておりますので、一般質問を通じてですね、明らかにし、倉浜衛生施設組合の業務の一環としてしっかりと議事録に残しておきたいと思っております。では、質問

をいたします。覚書を締結した経緯についてお伺いいたします。平成7年度に締結した埋立処分施設の建設に関する覚書に至った理由をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

池原議員の質問にお答えします。まず、覚書を締結した経緯についてでございます。内喜納養豚生産組合と取り交わした覚書は、令和2年8月5日付で新たに取引交わしており、それ以前の覚書はございません。それを踏まえまして、一般質問通告書の1ページ、質問の要旨にあります(1)内喜納養豚生産組合の取水に関する覚書と、2ページの質問の要旨で、エ.新覚書の内容と旧覚書の内容との違いについての旧覚書は、平成7年4月3日付、瑞慶山ダム流域振興促進協議会と締結しました覚書と解釈してお答えいたします。

覚書を締結した経緯につきましては、本組合最終処分場の建設以前より、最終処分場建設予定地にあった水源より採水をしておりましたが平成7年度より、最終処分場の建設に伴い、水の確保が厳しくなったことから、その水の確保について本組合が責任をもって対処することとなっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

その中でですね、先ほどもご答弁いただいたのかなと思っておりますけど、覚書の根拠をこれはどういう根拠でもってなされたのか、お伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

覚書の根拠でございますが、本組合最終処分場の建設にあたり地域の環境保全と健全な発展に寄与することでございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

この件については、最終処分場のところで一応協定書を結んだ中から実際的には、根拠としてはですね、埋立処分施設の建設に関する覚書の中で、第3項で定めたのが根拠ではないのかと思っておりますのですけれど、それでよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

池原議員の質問にお答えします。只今池原議員から質問がありました埋立処分施設の建設に関する覚書第3項、内喜納養豚団地の取水問題についてということで、要請事項5-6の中覚書で、埋め立て後の当団地の水の確保については、甲が責任を持って対処、これが根拠となっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

大変ありがとうございました。それではイのほうの覚書の内容等についてどういった内容でこれが取り交わされているかをお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

覚書の内容でございます。覚書の内容でございますが、第1号から公害防止の観点より公害防止基準を遵守する内容等々含め、第6号までございますが、質問の要旨に関連して申し上げますと、第3号の埋立後の内喜納養豚生産組合の水の確保については、本組合が責任を持って対処していくものとする、内容でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

その場合にウのほうでその取水施設の整備の義務と責務はどちらが持つておられるのか。

そして当組合としては養豚組合に対してどういう義務と責任があるのかですね、お伺いさせていただきます。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

取水施設については埋立処分施設の建設に関する覚書の第3号に基づき水の確保を現在も行っております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

どうもなかなかかみ合わないね。その場合にですよ、水を供給するという事で覚書は交わしたけれども、そこの供給するいわゆる工程としてね、いわゆる機械が必要だと送水するポンプが必要だということでこの設備があるわけですよ。この設備についてはだから倉浜衛生施設組合のほうで設備をして、これまでは運営も組合がやって、ただ水だけを養豚組合のほうに供給するという事で理解してよろしいでしょうか。お願い

します。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

送水については、ポンプ等配管等もごございますけど、それについてはこれまでは倉浜の熱回収施設へ送るポンプの一部として送水を行っております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

次に給水量1日何 m^3 ですね、養豚組合のほうに供給しているのかお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

直近の令和元年度ですが、内喜納養豚生産組合の給水量は1日平均133.3 m^3 となっております。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

そしてオの取水施設の維持管理の責務についてはどちらが持っていますかお伺いします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

取水施設の維持管理の責務については、最終処分場の建設時より現在まで熱回収施設の送水ポンプの一部として本組合で維持管理を行っております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

カのほうで沖縄県から認められた慣行水利権の補償水量は幾らでその中から内喜納養豚生産組合に供給することになるのでしょうか。それとも別個で県企業局から水利権を獲得しているのかをお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

慣行水利権なんですけど補償水量ということで沖縄県から認められている慣行水利権といたしましては1日当たり420 m^3 となっております。

水利権については、分与ではなくて水利利用の申請となっておりますので、沖縄県河川課と令和元年9月12日を以て調整が終了しております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

それではですね、キのほうで今少し答弁があったかと思うのですが、はっきりさせておきたいと思います。倉浜衛生施設組合はこの水利権の分与について県との協議は成立したのか、それとも改めて別に養豚組合のほうがですね、水利権のことで県と協定を結ばなければならないのか。その辺についてお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

水利権については先ほどお答えしましたけれども、分与ではなく水利利用の申請となっており、沖縄県河川課と令和元年9月12日を以て調整が終了しております。

10年を以て新たな申請が必要になるんですが、これについては内喜納養豚生産組合が自らの申請となります。以上でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

次に行きます。(2)のですね、新内喜納養豚生産組合との取水に関する覚書についてお伺いさせていただきます。①の新しく同覚書を締結した経緯についてお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

協議内容につきましては、今回沖縄県へ新たな申請をするに当たって、水利使用規則に基づく取水量の上限値日量300m³を超えていたことから、本組合と内喜納養豚生産組合で水利使用量を分けて申請するよう指示を受けております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

アのほうで沖縄県と倉浜衛生施設組合との慣行水利権の締結に向けた協議内容についてお伺いさせていただきます。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

協議内容でございますが、先ほどお答えしたとおりなのですが、沖縄県へ新たに申請

をするに当たって、水利使用規則に基づく取水量の上限値日量300[㎥]を超えていたことから、当組合と内喜納養豚生産組合で水利使用量を分けて申請するよう指示を受けております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

それではイのほうの慣行水利権の期限についてはあるのでしょうか。これまでは県からは水利権1日当たり420tを補償されていたということですが、今回これが水量が減らされるのかどうかですね、期限はあったのかどうかお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

期限については、倉浜衛生施設組合が持つ慣行水利権についての期限はございません。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

ウのほうの新覚書の1項で定められた慣行水利権の中で日量120tの範囲内において内喜納養豚生産組合が県へ新たな水利使用の申請を行うことを了とするというふうに書いてありますが、その解釈について水利権は倉浜衛生施設組合が補償すると認識して良いのかどうかお伺いします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

倉浜衛生施設組合としては県より認められている分の慣行水利権420[㎥]の内120[㎥]を本組合が、内喜納養豚生産組合へ水利使用申請を認める形となっており、水利権を倉浜衛生施設組合が補償するものではございません。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今の話からすると県のほうには水の使用量の申請を内喜納養豚生産組合がやる。倉浜衛生施設組合としては水利権は県からは保有されているけれども、いわゆる又貸じゃなくて、養豚組合に改めてこの水を分けるということですね、これからは出来ませんよということであるわけですね。その中で水利利用について改めて内喜納養豚生産組合が県に申請をするというようなご説明だったわけですが、その前に水利権はないけれども、その倉浜衛生施設組合420[㎥]の水を水利権として県と協定が結ばれたということでその中から120[㎥]は内喜納養豚生産組合に分けて良いということは、理解して良

いのでしょうか。それともあくまでも120㎡は内喜納養豚生産組合が県に申請をしてやるということなののでしょうか。そうすると倉浜衛生施設組合の420㎡の水利権とこの使い分けについてはどういうふうな形なるのかですね、そこら辺をもう少し詳しく説明いただけませんかでしょうか。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

まず慣行水利権ですが420㎡。これは倉浜衛生施設組合の財産です。それを今回、それから慣行水利権からその使用について120㎡までを内喜納養豚生産組合に使用させるという内容です。その手続きについても倉浜衛生施設組合が一緒になって手続きをしてあげましょうということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

エについて新覚書の内容と旧覚書の内容との違いについては、今ご説明したような形で良いのでしょうか。いわゆる私から聞きたいのは本員から聞きたいのは、旧覚書については最終処分場のいわゆる関係で養豚組合のほうに送ってありましたよと。それについては全負担倉浜衛生施設組合が持っていましたと。その代わり新しい覚書については、もう倉浜衛生施設組合が全額ある面では維持経費含めて、管理費も含めて負担するということじゃなくて、施設については何らかの形で譲与なり或いは分割なり或いは売り渡しなりの作業が出てくると思うのだけれども、その部分で倉浜と内喜納養豚生産組合とは協議は成立しているのかどうかですね、お伺いさせていただきたいと思います。いわゆるどちらがそれを分担するのかですね。その違いが旧と新では違うわけですね。旧では全額経費負担は全部倉浜が持っていましたけれども、新しくなってくるとそこら辺は費用負担がどこの部分で内喜納養豚生産組合が持つのかですね、その違いをお伺いさせていただきたいと思います。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

覚書の違いですけど、旧覚書につきましては、最終処分場建設にあたり、内喜納養豚生産組合に対する水源確保を含めた地域の環境保全に関し誠意をもって実現に努めることが主な内容となっております。

新覚書については主に旧覚書の第3号に定めた内容、内喜納養豚生産組合で使用する水の確保に基づきまして、日量120㎡の範囲内で水利使用の申請を認めることに、双方が合意した内容となっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

オのほうで新覚書の補則の技術面の支援協力について内容と見解をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

内容でございますけど、技術面の支援協力については、必要に応じて覚書締結後から3年間行うものとし、支援の内容については河川の取水施設から内喜納養豚生産組合の貯留タンクまでの施設間のトラブル対応となっております。今後も引き続き技術面の支援協力を行ってまいります。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

ありがとうございました。次にカのほうの新覚書の締結年月日をお伺いいたします。そしてこれは期限があるのかどうかですね、お伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長。

●宮里学 次長兼総務課長

覚書の締結年月日につきましては、令和2年8月5日となっております。期限については今のところ考えておりません。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

ありがとうございました。ご答弁親切丁寧にご答弁いただきましてありがとうございました。

●小谷良博 議長

以上持ちまして2番議員 池原秀明議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第7、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前11時41分)

再開（午前 11 時 41 分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和 2 年度第 2 回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会（午前 11 時 41 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 8 月 24 日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 新里治利

会議録署名議員 友利 勉